

第3回 福岡市管理漁港におけるプレジャーボートの係留等のあり方に関する有識者会議

## **福岡市管理漁港におけるプレジャーボートの係留等の 適正化に向けた方向性**

令和7年11月20日



## 検討の趣旨

- 福岡市漁港管理条例及び同条例施行規則においてプレジャーボート（※）を係留できるのは浜崎今津漁港と規定しているが、その他の福岡市が管理する漁港（以下「市管理漁港」という。）において、プレジャーボートの放置艇を約350隻確認している。

船種		
大区分	中区分	小区分
小型船舶	プレジャーボート	モーター、ヨット類
	遊漁船	遊漁船
漁船	—	—
漁船以外の船舶	上記以外の船舶	上記以外の船舶 (例: 作業用船舶等)

※ 福岡市漁港管理条例に規定する船舶の種類は、「漁船」、「漁船以外の船舶」、「小型船舶」となっており、本有識者会議では、プレジャーボート及び遊漁船（以下「プレジャーボート」と総称する。）の係留等を議論の対象とする。

- プレジャーボートの放置艇については、全国的な課題となっており、市管理漁港において多くの放置艇が確認されたことから、「福岡市管理漁港におけるプレジャーボートの係留等のあり方に関する有識者会議」を設置し、専門的見地から意見をいただきながら、国の示す方向性も踏まえ、適正化に向けた対応を検討する。

# I 係留しているプレジャーボートへの対応・今後の管理運営と放置艇対策について

## □ 第2回有識者会議（9/30）での主な意見

- ① 漁業活動へ支障が生じないように、放置等禁止区域を設定すべき
- ② 地域の意見をよく聞いたうえで、駐車場の問題なども併せて検討する必要がある
- ③ プレジャーボートは特定の人しか利用しないため、利用料は受益者負担を原則とし、係留に係る費用は利用者が負担すべき
- ④ 現在の市の使用料よりも大きく値上がりする場合は、激変緩和措置期間を設けることなども考える必要があるのではないか
- ⑤ 漁業活動への支障を考えると、民間マリーナと同じサービスの提供は難しいため、そのことを勘案した利用料設定の検討が必要
- ⑥ 管理办法については、現在の問題にすぐに対応する話と、将来的にどうしていくのかと2段階で検討していくべき

# I 係留しているプレジャーボートへの対応・今後の管理運営と放置艇対策について

## 〔第1回、第2回会議における委員意見のまとめ〕

- プレジャーボートの係留について、条例及び規則を整理し、浜崎今津漁港以外の市管理漁港でも市の適正な管理下においてうえで受入れを行う。
- 漁船減少による漁港の有効活用の観点を踏まえつつ、本来、漁港は漁業活動の施設であるため、放置等禁止区域の設定などを行い、漁業活動に支障がない範囲での受け入れとする。
- 地域の意見をよく聞いたうえで、駐車場の問題なども併せて検討し、周辺住民にとっても安全・安心な管理とする。
- 受益者負担を原則とし、民間マリーナとのサービスの違いなどを考慮した利用料の設定を行う。

## 【留意事項】

- ・現在、漁港に係留している善意の利用者のプレジャーボートが他の場所で放置艇とならないような配慮の検討を行う。
- ・管理手法については、国の方針性や他自治体の先行事例（委託や指定管理など）を参考にし、短期的視点と長期的視点で分けて検討を行う。
- ・現在の市の使用料よりも著しく高くなる場合は、激変緩和措置などの検討を行う。

## ご意見をいただきたいこと

- ✓ 上記の「方向性」及び「留意事項」に追加すべきことはないか

## Ⅱ 市漁協のプレジャーボートの係留の収支について

### □ 第2回有識者会議（9/30）での主な意見

- ⑦ 本有識者会議では、委員の様々な見識や立場からの意見を踏まえ議論する必要がある
- ⑧ 事務局から示された資料と説明の範囲では、収支には大まかなところで不合理は感じない
- ⑨ 本来、市が管理すべきところを、市漁協が管理に必要なことを行っており、不当利得の返還請求を行うことは難しいのではないか
- ⑩ 不当利得にあたるかどうかは、これまでの経緯等も含め、法的な最終判断をすべき

ご意見をいただきたいこと

- ✓ 市漁協の収入と不当利得について

### Ⅲ 今回の事案の原因検証と再発防止策について

#### 福岡市管理漁港におけるプレジャーボートの係留等に関する調査（結果）

##### 1 調査期間

令和7年9月30日～10月10日

##### 2 調査対象者

平成11年度から令和7年度において、農林水産局長、水産部長、漁港課長、管理係長、管理係員の職にあった者（現職を含む。）。対象者数は69人で、住所不明者等7人を除く62人に調査を実施

##### 3 回答状況

61人から回答（回答率98.4パーセント。局長：12人、部長：10人、課長：9人、係長：11人、係員：19人）

##### 4 回答内容（概要）

###### （1）放置艇について

- ・全体でみると、57.4%（35人）が放置艇の事実を「知っていた」と回答。うち88.6%（31人）は「条例違反」と認識。
- ・当時の役職別でみると、
  - 「局長」では、放置艇の事実を知っていたのは16.7%、うち条例違反と認識していたのは50.0%
  - 「部長以下」では放置艇の事実を知っていたのは67.3%、うち条例違反と認識していたのは90.9%
- ・着任した年度別でみると、
  - 「平成11年度から平成23年度に着任」では、放置艇の事実を知っていたのは47.8%、うち条例違反と認識していたのは81.8%
  - 「平成24年度から平成27年度に着任」では、放置艇の事実を知っていたのは33.3%、うち条例違反と認識していたのは75.0%
  - 「平成28年度以降に着任」では、放置艇の事実を知っていたのは76.9%、うち条例違反と認識していたのは95.0%
- ・条例違反を認識した時期については、当時の役職に着任した時期という回答が多い。

### Ⅲ 今回の事案の原因検証と再発防止策について

#### 福岡市管理漁港におけるプレジャーボートの係留等に関する調査（結果）

- ・水産庁からマニュアル等が示された際、庁内外で「協議、検討を行っていた」と回答したのは4人
- ・「協議、検討の内容」としては、実態の把握、関係部署との情報共有、国主催の会議への参加、対応案の検討など
- ・検討したのに「具体化できなかった理由」としては、他の業務もあり取り組む余裕がなかったなど
- ・「対応策を検討していなかったのはなぜか」については、トラブルもなく緊急性は高くないとの認識から他の懸案事項等を優先していたなど

#### （2）漁協による費用徴収について

- ・全体でみると、この設問の回答者の57.5%（23人）が費用を徴収していたことを「知っていた」と回答したが、「徴収名目や金額等」については、具体的には知らなかったという回答が多い。一部、徴収名目等を知っていたとの回答があり、強風時などの船舶の係留対策などの管理費、清掃等維持管理など
- ・当時の役職別でみると、この設問に回答のあった「局長」及び「部長」では、費用徴収の事実を知っていたのは30.0%
- 「課長以下」では、66.7%が費用徴収の事実を知っており、多くが「着任時に知った」と回答
- ・着任した年度別でみると、この設問に回答のあった「平成11年度～令和4年度に着任した職員」では、「はい」が48.5%
- 「令和5年度以降に着任した職員」は、現在適正化の検討に当たっているため、「はい」が100%
- ・費用徴収について市が容認するような発言については、「発言を行った」及び「聞いたことがある」という回答はなし

### Ⅲ 今回の事案の原因検証と再発防止策について

#### 福岡市管理漁港におけるプレジャーボートの係留等に関する調査（結果）

##### （3）条例整備と組織内での調査・引継ぎについて

- ・「なぜ浜崎今津漁港のみプレジャーボートの係留を可能としたか」について、「知っている」は7人で、「その理由」は、浜崎今津漁港の漁協から対策を行うよう要請があった、漁港の適正な管理維持のため、会計検査において指摘があったなど
- ・「なぜ他の漁港は対応できなかった」については、漁業者の漁港使用に支障があるとの認識がなかった、計画された事業等の実施を優先した、西方沖地震により全漁港等の復旧に注力した、違法状態とは知らなかった、対応すべきだったがそれまでの経緯もあり行わなかったなど
- ・結論等の組織内での情報共有については、結論は出なかった、係内で共有できていた、課内で問題意識を共有していた、部長以下で共有していたなど
- ・引継ぎについては、「引継ぎを受けた」が6人、「引継ぎを行った」が6人。  
「なぜ引継ぎを行わなかったか」については、引き継ぐべき事項と思っていたなかった、前任者からの引継ぎ事項ではなかったなど
- ・「長期にわたって改善できなかった理由」については、他の業務を優先、改善策のハードルが高く後回しにされてしまった、初動対応の不備、引継ぎが不十分であった、博多漁港については整理が必要な課題が多かった、支所により事情が異なり統一的できなかったなど

##### （4）その他（自由記載。主なもの）

- ・漁港内には放置艇の他、駐車場有料化、放置車両、ホームレス等様々な問題があったのでそちらを優先していた。
- ・プレジャーボートに限らず広く漁港管理について、漁業活動に支障が生じないようにすることを目的として、漁協と協力して管理を行っていたと思う。

### Ⅲ 今回の事案の原因検証と再発防止策について

#### 調査結果から見えてくるもの

- ・福岡市においては、浜崎今津漁港で条例化によりプレジャーボートの受け入れを開始したものの、他の業務がある中で、漁業活動への影響がなかったことから、他の漁港での対応については優先して対応すべき事案と捉えられていなかつたと推察される。
- ・この期間には福岡県西方沖地震が発生し、被害を受けた漁港の災害復旧への対応が最優先となっており、その後、人事異動もあり、年々、放置艇への認識が薄まってきたのではないかと推察される。
- ・その後、水産庁のマニュアル策定・改定等により、相当数の職員において問題認識はあったものの、過去の経緯を知る職員もいなくなり、長期化によってハードルも高くなっていたため、通常業務もある中で積極的な対応に踏み切ることができなかつたものと推察される。

### Ⅲ 今回の事案の原因検証と再発防止策について

#### 見えてきた原因のポイントと再発防止策

- ・個々の職員には事情があるかもしれないが、多くの職員が放置艇の事実を知りつつも、長期間にわたりその状態が継続されていることから改善するハードルが徐々に高くなり、課題の整理も十分になされておらず、先延ばしされたものと考えられる。
- ・放置艇の事実を知っているか否かについて、在籍した時期により違いがあり、また、局長と部長以下とで認識に乖離があること、部長以下においてもほとんど本件に関する引継ぎが行われていないことから、組織的な情報共有ができていなかったと言える。また、情報共有が適切に行われていなかったことから、局長をはじめとした上司によるマネジメントが及ばなかったものと考えられる。

#### 【再発防止策】

- ・直属の上司以外への相談を可能とする体制の構築
- ・定期的な業務の棚卸と課題の整理・組織的な共有

#### ご意見いただきたいこと

- ✓ 調査結果から、原因をどのように捉えるべきか
- ✓ 再発防止に向けて、市として取り組むべきことは何か

## IV 本有識者会議の意見のまとめ

- 第2回会議までの内容に基づき、【資料2】本有識者会議の意見のまとめを作成している。

### ご意見をいただきたいこと

- ✓ 意見のまとめ（案）に修正・追加すべきものはあるか